

むさし府中商工会議所会館管理規則（抜粋）

（規則第 22 号）

（通則）

第 1 条 むさし府中商工会議所会館（以下「会館」という。）の施設（別表 1 に定める施設の内、テレワークスペースを除いた施設を「貸会議室」という。）の利用及び管理等に関する必要事項については、この規則の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 会館の施設は、会議・講演会・講習会・各種展示会・即売会その他、または個人・事業所及び市内関係団体等を対象にテレワークスペースの利用に供することを目的とする。

（使用時間）

第 3 条 会館の施設等の使用時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。

2 使用時間区分は別表 1 に定めるものとする。

（施設等の申込）

第 4 条 会館の施設等の使用希望者は、原則むさし府中商工会議所ホームページ内指定の申込フォームから申込するものとする。

2 会館施設の使用申し込み期間は下記とする。ただし、会員の場合は 6 カ月前より、非会員の場合は 3 ヶ月前より可能とする。なお、支払いは別表 1 に定めるものとする。

3 会頭がやむを得ない理由があると認めた場合で、会館運営上支障がないときは、この限りではない。

（禁止事項）

第 5 条 会頭は使用申込みがあっても、次の各号の一に該当する場合は、その使用を拒絶又は使用についての条件を附することができる。

- (1) 秩序を乱したり公安を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物又は附属物を毀損するおそれがあるとき。
- (3) 別に定める使用料を前納しないとき。
- (4) その他会頭が支障があると認めたとき。

（使用料）

第 6 条 会館の施設等を使用する者が、会館の施設等の使用の承認を受けたときは（以下「使用者」という。）別に定める使用料を前納しなければならない。ただし、会頭が認めたときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。

2 規定の時間を超過し使用した場合は、別に定める超過料金を頂くものとする。

3 その他設備並びに器具を使用するときは、使用料の他に別に定める実費を頂くものとする。

（領収金の返還）

第 7 条 領収した使用料は返還致しません。ただし、次の場合は、返還することができる。

- (1) 会頭が使用を取消したとき。
- (2) 不可抗力によって使用ができないとき。
- (3) 貸会議室は、使用日の 15 日前（土日祝にあたる場合は前営業日までとする）までに、

テレワークスペースは、使用日の8日前（土日祝にあたる場合は前営業日までとする）までにホームページもしくは電話にて取消し、又は変更を申し出たときは、領収した使用料の全額を返還する。

(4) その他会頭が、やむを得ない理由により使用ができないと認めたとき。

（特別承認）

第8条 使用者が会館の施設等を特別な目的で利用しようとするときは、あらかじめ会頭の承認を受けなければならない。

（目的外使用禁止事項）

第9条 使用者は、承認を得た目的以外に使用若しくは、使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。又、承認を受けていない他の室並びに施設、器具を使用してはならない。

（使用取消）

第10条 会頭は、使用者がこの規則に違反したとき、又は公益上やむを得ない理由が生じたとき、その使用の変更、又は取消しをすることができる。

2 前項により使用者が損害を受けることがあっても、会頭はその責任を負わない。

（賠償責任）

第11条 会館の施設等の使用の際、建物・付属物・備品等を破損・汚損し、又は滅失したときは、何人の所為であることを問わず、使用責任者が賠償の責を負うものとする。持込み品の管理・保全是、利用者本人で行う。盗難・汚損等についても責任を負いかねる。又、荷物の発送、預かりは受け付けないものとする。

（集会・興行の届出）

第12条 集会・興業に関する申請・申告・届出書類等は、すべて使用者において行わなければならない。

（報告義務）

第13条 使用者は、使用前に使用申請書等の内容を商工会議所事務局に提示し、使用後は必ず終了した旨を告げ、会館の施設等を明け渡さなければならない。

（休館日）

第14条 会館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から同月3日並びに12月29日から同月31日までとする。

(2) その他会頭が定める日。

2 前項の規定にかかわらず、会頭が必要と認める場合は休館日を開館日とすることができる。

第15条～第28条 省略

（賠償責任）

第29条 賃借人が善良なる管理を怠り、その賃借にかかる施設を破損・汚損又は滅失したときは、会頭に対し賠償の責を負うものとする。賃借人が注意を怠り会館及び付属施設を破損・汚損又は滅失したときも同様とする。

（雑則）

第30条 この規則に定めるものの他、必要な事項は会頭が別に定める。